

平成24年度芳賀中部上水道企業団  
入札参加資格審査申請書提出要領（追加分）  
（測量・建設コンサルタント等業務）

1. 入札参加資格の対象者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者
- (3) 税金に未納がない者

2. 資格の有効期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 申請手続き（受付方法等）

- ① 受付方法 **郵便書留又は宅配便**で受け付けます（直接持参も可）。
- ② 郵送先 〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1703  
芳賀中部上水道企業団 総務係 あて
- ③ 受付場所 芳賀中部上水道企業団事務所 1階 総務係（直接持参の場合）
- ④ 受付期間 平成24年2月1日（水）から平成24年2月29日（水）まで  
（期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く）  
※当日消印有効（郵便書留・宅配便の場合）
- ⑤ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

4. 提出書類

「別表」のとおり。

申請書及び添付書類を**A4版フラットファイル（カラー指定なし、左とじ、金具使用不可）**に番号順に綴じてください。また、フラットファイルの表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。

※栃木県に登録申請し、市町へのデータ提供を承認した場合は、提出書類を一部省略することができます（構成町内業者を除く）。ただし、申請後に栃木県から発行された受付結果通知の写しを1部提出していただきます。

5. 申請手続きにおける注意事項

- (1) 申請書類郵送の際は、申請封筒に「**入札参加資格審査申請書**在中」と明記し、トラブル防止のため、**郵便書留又は宅配便**で送付してください。
- (2) 申請書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出書類は、別途指定又は任意様式の場合を除いて、企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式を使用してください。
- (4) 証明書等は、申請書提出時における最新のもの（証明書は写し可。ただし、申請日前3ヵ月以内に発行されたもの）を提出してください。
- (5) 提出書類に不備があった場合には、再提出していただきます。
- (6) 登録番号及び受付印が必要な場合には、官製はがき（返信用）を同封してください。
- (7) 受付された業者については、芳賀中部上水道企業団入札参加資格者名簿に登載されます。登載の有無については、未登載の業者についてのみ通知いたしますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

芳賀中部上水道企業団 総務係

電話 028-677-1661

FAX 028-677-3789

※なお、ホームページでも要領を公開しております。

ホームページアドレス <http://www.hagasui.or.jp/>

別表 芳賀中部上水道企業団入札参加資格審査申請書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）

No.	提出書類	県内・県外		備考
			栃木県 申請者	
1	一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請書	○	○	企業団様式1、国土交通省統一様式又は栃木県様式
2	栃木県入札参加資格審査 申請の受付結果の写し		○	栃木県に登録申請し、企業団への提出書類の一部を省略する場合
3	登録事業の登録証又は 登録証明書	○		写し可
4	測量等実績調書	○	○	国土交通省統一様式又は栃木県様式 直前2営業年度分
5	技術者経歴書	○	○	国土交通省統一様式又は栃木県様式 写し可
6	商業登記簿謄本又は 代表者の身分証明書	○		法人の場合：「商業登記簿謄本」(写し可) 個人の場合：「身分証明書」(写し可)
7	財務諸表	○		直前1営業年度分 法人の場合：貸借対照表、損益計算書及び 利益処分(損失処理)計算書 個人の場合：貸借対照表、損益計算書
8	納税証明書 (写し可)	国税の 納税証明書	○	税務署で発行する「未納の税額がないことの証明」 法人の場合：納税証明書(その3の3) 個人の場合：納税証明書(その3の2)
		栃木県税の 納税証明書	△	栃木県に納税義務を有する業者は添付 県税事務所で発行する全税目納税証明書
		構成町※税の 納税証明書	△	△
9	委任状	△	△	企業団様式2、国土交通省統一様式又は栃木県様式 入札及び契約締結等について、年間を通じて受任者 を置く場合に提出。

(○・・・必ず必要となる書類、△・・・該当する場合のみ添付する書類)

※構成町・・・企業団を構成する町で益子町、芳賀町、市貝町のことを指します。